

四日市市上下水道局管理規程第10号

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程（令和3年四日市市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
(略)		

改正前		
別表		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
<u>四日市市浄化槽法施行規程 (平成20年上下水道局管理 規程第8号)</u>	<u>第1号様式から第4号 様式まで</u>	<u>署名（法人その他の団 体にあつては、代表者 の署名）をした場合に 限る</u>
(略)		

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)